

第七十三回帝國議會
衆議院

社會事業法案外二件委員會會議錄(速記)第十三回

付託議案(審査終了ノモノヲ除ク)
職業紹介法改正法律案(政府提出)

會議

昭和十三年三月十六日(水曜日)午後二時三十分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 服部 岩吉君

理事片岡 恒一君 理事長野 高一君

理事野口 喜一君 理事伊東 岩男君

理事小池 四郎君

濱野徹太郎君

最上 政三君

湊 季松君

高島龜太郎君

馬岡 次郎君

佐保 暁雄君

米窪 滿亮君

椎尾 辨匡君

出席政府委員左ノ如シ

厚生政務次官 工藤 鐵男君

厚生參與官 山本 芳治君

厚生省社會局長 山崎 巖君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

職業紹介法改正法律案(政府提出)

○服部委員長 ソレデハ開會致シマス、討論ニ入ルニ先ダチマシテ、濱野君ヨリ留

保サレタ質問ノ點ダケヲ此際許可致シマス——濱野君

○濱野委員 一點ダケ御同致シタイト思ヒマスルガ、第二十一條第二項ノ相續ノ點デアリマスルガ、有料又ハ營利ヲ目的トスル職業紹介事業ヲ營ンデ居リマシタ者ガ死亡ノ場合ニ、遺産ノ相續ヲ開始シマシテ、偶々相續シマスル者ガ三人カ四人アルトシマスレバ、ドウ云フヤウニ御取扱ニナリマセウカ

○山本政府委員 遺産相續ハ共同シテ數名ノ者ガ相續スル場合ガ多イノデアリマス、其場合ニ一人ダケ殘ッテ外ノ者ガ相續分ヲ拋棄スレバ、結局家督相續ト同ジ結果ニナルト思ヒマス、ソレカラ數人ノ遺産相續人ガ共同シテ事業ヲ行フト云フ場合ニハ、成ベク其中カラ一人代表者ヲ選ンデ貰ッテ、其代表者ヲ中心トシテ營業ヲスルト云フコトニ進ミタイト思ッテ居リマス、ソレガ取締ノ上カラ申シマシテモ非常ニ適正デアラウト考ヘテ居リマス

○濱野委員 私ノ質問ハ是デ終リマス

○服部委員長 ソレデハ討論ニ入りマス

○長野委員 私ハ討論ニ當リマシテ念ノ爲

メ此際政府ノ御所見ヲ御尋致シマシテ、確答ヲ得テ置キタイトガアルノデアリマスガ、御許ヲ願ヒタイト思ヒマス、今回ノ此職業紹介法案ハ、所謂國策ノ遂行デアリマスルガ、之ニ依ッテ正當ナル營業ヲ營ム者ガ打撃ヲ受ケルト云フコトニナリマス、國家トシテ是ハ當然考慮シナケレバナラヌコトデアルト思フノデアリマス、ソコデ先日來ノ本委員會ニ於ケル各委員ノ質疑セラレマスル點モ、概ネ此點ニ集中サレテ居ルノデアリマシテ、即チ本法實施ニ依リマシテ、從來許可ヲ受ケテ紹介事業ヲ經營致シテ居リマスル者ノ立場ガ、ドウナルカト云フコトデアアルノデアリマス、政府ノ御答辯ニ依リマスルト、從來市町村ノ公營ノ職業紹介所ガ經營セラレテ居ル場合ニ於テモ、現在ノ許可ヲ受ケタル營利業者ハ之ヲ認めテ居ルト同様ニ、其儘ノ條件ヲ將來ニ於テモ之ヲ許スノデアアル、デアアルカラ決シテ左様ナ心配ハナイト云フコトヲ繰返シ仰セラレテ居ルノデアリマスルガ、併シ能ク、此内容ヲ檢討致シテ見マスルト、現ニ此國營案ニ依リマスレバ、全國町村ニ互ッテ、一村五人ト云フヤウナ者ヲ單位トシテ、聯絡

委員ヲ設ケ、ソシテ有ユル職業紹介網ヲ張ッテ、サウシテ細カイ所ノ戸内ニ於ケル使用人ノ職業紹介ノコト迄モ、勢ヒ取扱フト云フヤウナコトニナルコトハ、是ハモウ明ナ事實ナンデアリマスカラ、サウ云フコトニ依ッテ相當打撃ヲ蒙ララウト懸念サレルノデアリマス、然ラバ戸内ニ於ケル使用人ノ取扱ヲ、此國營ノ紹介所ニ於テスルコトヲ禁ジテハドウカト云フコトモ、一ツノ議論デアラウト思フノデアリマスルガ、是ハ姑ク措キマシテ、少クトモ本法第二十一條ニ於キマシテ、第一項ノ「命令ノ定ムル所ニ依リ」云々トアルノデアリマスルガ、此命令ノ定ムル所ニ依リト云フコトニ依ッテ、政府ハ從來通り許可ヲ受ケタル營利業者ノ營業ハ認メルケレドモ、實際ノ理想ハ國營一色ニシテシマヒタイト云フコトヲ、先般來度々申サレテ居ルノデアリマスカラ、私ノ心配致シマス點ハ命令ノ内容ナノデアリマスルガ、是ハ從來往々見ル所ノ不許可、又ハ廢止ノ意圖ノ下ニ、特ニ嚴格ナル制限ヲ付スルコトナク、有料又ハ營利ヲ目的トスル從來ノ職業紹介事業ニ對シ、十分其營業ヲ尊重シ、之ヲ確認スルノ方針ニ依ルモノト

了解スルノデアリマスルガ、政府ノ御意思ハドウデアリマセウカ、先ヅ此點ヲ承ッテ置キタイノデアリマス

○山本政府委員

只今長野委員カラ、御質問中ニ御見解ヲ説明セラレマシタガ、全ク其通りデアリマス、政府ト致シマシテハ、從來許可シ來ッテ居ル有料營業職業紹介業ニ對シテハ、從來ト同様ノ態度ヲ以テ臨ム考デアルノデアリマス、隨ヒマシテ二十一條

ノ第一項ノ命令ヲ出スニ當リマシテハ、大體現行ノ營利職業紹介職業取締規則、之ト同ジヤウナ標準ヲ進ミタイト云フ考デ居リマス、デアリマスカラ、此命令ニ依リマシテ、決シテ現在ノ業者ニ對シテ壓迫ヲ加ヘルトカ、制限ヲ加ヘルトカ云フ風ナ態度デハ臨ミマセス、ノミナラズ地方廳ノ取締ノ程度ニ付キマシテモ、十分其點ハ徹底サセマシテ、苛酷ニ流レルヤウナ取締ハ致サセナイ積リデ居リマス

○長野委員 大體只今ノ御答辯ニ依リマシテ了解致シマシタ、然ラバ此第四條ニ於ケル所ノ、職業紹介所ニ聯絡委員ヲ置ク、或ハ町村ニ於テ聯絡委員ヲ設ケルト云フヤウナコトニ付キマシテハ、サウ云フ小物ノ取扱マデハ、大體ニ於テヤラス方針デアルト云フコトニ了解シテ宜シウゴザイマスカ

○山本政府委員 此聯絡委員ハ文字ノ示ス通り連絡ヲ取ルノデアリマシテ、此委員ガ直接ニ紹介ヲスルノデハナイト云フコトハ、先般モ御答へ申上ゲタ通りデアリマス、ソ

コデ只今ノ公營職業紹介所ニ於キマシテモ、ヤハリ地方ト連絡ヲ取ッテヤッテ居ルノデアリマス、其程度ノ連絡ハドウシテモ維持シナケレバナラヌト考ヘテ居リマス、併ナガラ、聯絡委員ヲ置キマシタカラト云ッテ、從來公營ノ職業紹介所デヤッテ居ル方

針ヲ變更シテ、長野委員ノ言葉デ言ヒマスレバ、小物ノ方ニ無暗ニ手ヲ出シテ行クト云フ方針ニハ出ナイ積リデ居リマス、大體ニ於テ現狀維持デヤルト云フ風ニ御諒承願ヒタイト思フノデアリマス

○長野委員 了承致シマシタ、更ニ續イテ御尋致シタイトコトハ、第十五條第二條ノ規定ハ主務大臣ノ指定スル職業ト斯様ニアルノデアリマス、即チ是ハ藝娼妓、酌婦ヲ指シテ居ルト云フコトハ、先日來ノ御答辯ニ依ッテ明カデアリマスルガ、現在我國ニ於キマシテハ、此藝娼妓、酌婦ノ紹介ヲ爲スニ當リマシテ、過當ナル料金ヲ搾取スル惡風ガアルノデゴザイマス、是ハ洵ニ人道上カラ考ヘマシテモ、看過スルコトノ出來ナイ重大ナル社會問題デアリマスルカラ、政府

ハ嚴ニ之ヲ取締ッテ、人身賣買ニ墮スルガ如キ取扱ヲ禁止スベキモノデアルト、吾々ハ思料致スノデアリマスガ、政府ノ御見解ハ如何デアリマセウカ、之ニ類似シタ事柄ニ付キマシテ、屢、此委員會デモ質問ガ繰返サレタノデアリマシタガ、藝娼妓、酌婦ノ紹介ハ所管ガ違フ、即チ是ハ警保局ノ所管デア

ルカラト云フノデ、今マデ御答辯ヲ避ケラレテ居ッタヤウニ記憶致シテ居ルノデアリマスルガ、此第十五條ヲ見マスルト、其第二項ニ、前項ノ職業紹介事業ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定メルコトガ出來ルト云フコトニ、規定サレテ居ルノデアリマ

スカラ、ヤハリ此點ニ付キマシテハ、必要デアルナラバ、即チ之ニ御同感デアルナラバ、厚生省御當局ニ於キマシテハ、命令ヲ發シテ適當ナル處置ガ講ジ得ラレルモノト、私共ハ考ヘルノデアリマスガ、此點ニ付テ御所見ヲ伺ヒタイトデアリマス

○山本政府委員 只今長野君ノ御質問中ニアリマシタ御見解ハ、全ク同感デアリマス、至極御尤モデアリマス、藝娼妓、酌婦等ノ紹介ニ當リマシテ、紹介業者ガ苛酷ナル搾取ヲスルト云フコトハ、是ハ全ク忌ムベキコトデアリマシテ、此方面ニ向ッテハ、社會問題ト云フ立場カラ考ヘマシテモ、厚生省

ガ之ヲ等閑ニ付スルト云フ譯ニハ行カナイノデアリマス、此點ニ付キマシテハ、内務省ノ當局ト十分ニ協議ヲ遂ゲマシテ、只今御意見ノ中ニアリマシタ御趣旨ガ徹底スルヤウニ、厚生省トシテモ努力致シタイト考ヘテ居リマス

ソレカラ第二ノ御質問ノ條十五條ノ第二項ノ點デアリマス、是ハ御説ノ通りニ、ヤハリ厚生省ノ方デ必要ナル事項ダケハ、命令ヲ以テ定メルト云フコトニ致シデアリマス、ソレデアリマスルカラ、全然無關係デア

トハ言ヒ得ナイノデアリマス、先般來ノ其御質問ノ要點ガ、寧ロ内務省ノ關係デアラウト云フ關係デ、答辯ヲ差控ヘタ場合モアリマスルケレドモ、御説ノ通りニ第十五條ノ第二項ニ觸レル點ハ、何處マデモ厚生省ノ所管デアリマス、是等必要ナル事項ヲ、命令ヲ以テ定メルニ當リマシテモ、内務當

局ト十分ニ協議ヲ遂ゲマシテ、御趣旨ニ副フヤウニ、厚生省ト致シマシテ努力致シタイ考デアリマス

○長野委員 最後ニ一點ダケ御尋致シマス、從來市町村經營ノ公益職業紹介所ニ働イテ居リマスル公吏、若クハ職員デアリマスガ、當然是ハ國營ノ紹介所ニ移管セラレルコトハ先般來ノ御答辯ニ依リマシテ、諒承スル

コトが出来ルノデアリマスガ、其待遇、例

ヘバ俸給ノ點デアルトカ、或ハ退隱料ノ關

係デアルトカ、若クハ恩給ノ關係デアルト

カ云フヤウナ事柄ニ付キマシテハ、十分從

來ノ待遇ヨリモ低下セザルコトヲ目標トシ

テ、御考慮ニナルベキモノト考ヘテ居ルノ

デアリマスガ、此點ハ如何デアリマスカ

○山本政府委員 只今ノ御質問ニ付キマシ

テハ、先般來屢、政府ノ方デ意見ノアル所ヲ

發表シテ居ル通りデアリマス、即チ現職ノ

人ハ此儘職ヲ失ハシメナイヤウニスルト云

フ方針ヲ以テ進ムト云フコトハ、先般來屢、

申上ゲタ所デアリマスガ、是ハ必ず厲行致

シマス、元來現在ノ公營紹介所ニ勤メテ居

リマスル人ハ、其仕事ニ從事致シマシテ、

仕事ノ上カラ申シマシテモ堪能デアリマス

ルカラ、左様ナ熟練シタ人ヲ使フコトハ、

國營ニナリマシテモ、ヤハリ事務ノ能率ヲ

舉ゲル上カラ申シマシテ得策デアリマス、

ソレト一面失業者ヲ出サシメナイ、職ニ安

ンジテ十分ニ機能ヲ發揮セシムル、職ヲ失

ハシメナイト云フコト、此點カラ考慮致シ

マシテモ、是非トモ左様ニ致シタイト考ヘ

テ居ルノデアリマス、待遇ノ點ニ付キマシ

テハ、大體ニ於テ現狀ヲ標準ト致シマシテ、

尙ホ相當登用昇給ノ途ヲ圖リタイ、斯様ニ

考ヘテ居ルノデアリマス

○長野委員 是デ終リマス

○服部委員長 ソレデハ討論ニ入りマ

ス——片岡君

○片岡委員 私ハ民政黨ヲ代表致シマシテ

本案ニ對シテ附帶決議ヲ付シテ、贊成ノ意

思フ明ニ致シタイト存ジマス

本法案ハ現在ノ社會ノ情勢、殊ニ今次ノ

事變ノ下ニ於キマシテハ、寧ロ必要ナル法

案デアルト信ズル者デアリマス、サウシタ

意味合ニ於キマシテ、原案ニ對シテ贊成ノ

意ヲ表スルノデアリマスガ、唯考ヘナケレ

バナラナイ點、從來ノ有料ハ又ハ營利ヲ目

的ト致シマスル善良ナル職業紹介業者ノ生

存權ニ對スル影響デアルノデアリマス、固

ヨリ社會情勢ノ變化ニ適應致シマシテ、新

シイ政策ヲ行ヒマスルコトハ當然デアリマ

スルガ、其政策ヲ實行スルコトニ依リマシ

テ、一面其生存ヲ脅サレルニ至ル者ガアリ

マシタ時ハ、國家トシテハ何等カノ手段方

法ニ依ッテ、救済ノ實ヲ舉グベキデアルト思

フノデアリマス、政府委員ノ方ニ於テモ、

明ニ御答ヲ致サレマシタ通りニ、只今マデハ

公營ト私營ノ兩者ガ並立シテ居ッタノデア

リマス、然ルニ本法第二條ニ於キマシテ「何

人ト雖モ職業紹介事業ヲ行フコトヲ得ズ」斯

様ニ明示スルニ至リマシタシ、加フルニ本

案ニ依リマスル聯絡機關ノ活動ニ依リマシ

テハ、從來ノ業者ト云フモノハ、當然其營

業ノ範圍ノ狭小ヲ來スノミナラズ、或ハ失

業セザルヲ得ナイ結果ニ陥ルコトハ、火ヲ

賭ルヨリモ明カデアルト思フノデアリマス、

同時ニ又之ヲ客觀的ノ立場カラ眺メテ見マ

シテモ、從來ノ業者ニ依ッテ取扱ハレテ居

リマシタ一般家庭ノ使用人トカ、或ハ又小

商工業者ノ使用人ノ如キ種類ノモノニ對シ

マシテハ、從前ノ通りニ營利ヲ目的ト致シ

テ居リマスル業者ニ取扱ハシメマシタ方

ガ、之ヲ雇主ノ側カラ申シテ見マシテモ、

寧ロ實情ニ適應シタモノデアアル、斯ウ思フ

ノデアリマス、隨ヒマシテ是等ノ有料又ハ

營利ヲ目的ト致シテ居リマス業者ハ、本法

ニ依ル國營事業ニ對スル一ツノ補助機關ト

シテ、是ガ存在ヲ圖ルベキデアルト思フノ

デアリマス、當然斯クシナケレバナラナイ

ト私ハ信ジテ居リマス、尙ホ本事業ハ言フ

迄モナク、公正精神ニ依リマシテ運用セラ

レナケレバナラナイ筈デアリマスカラ、各

所管ノ機關ニ對シマシテモ、此旨ヲ十分ニ

徹底スルヤウニ取計ルベキモノデアルト思

フノデアリマス、私ハ此附帶決議ヲ朗讀致

シマス

附帶決議

第二十一條ニ依ル有料又ハ營利ヲ目的ト

スル職業紹介事業ヲ行フ業者ニ對シテハ

一般家庭並ニ小商工業使用人及ビ之レニ

類スル者ノ職業紹介ハ其ノ營業ヲ壓迫セ

ザル様嚴正ナル處置ヲ執ルベシ

以上デアリマス

○服部委員長 野口君

○野口委員 私ハ政友會ヲ代表致シマシ

テ、只今ノ片岡君ノ附帶決議ニ贊成ヲ致シ、

原案ニ贊成ヲ致シマス意思ヲ明確ニ致シタ

イト存ジマス、本委員會ヲ通ジマシテ、本

案ヲ審議致シマシタ其概念的ノコトヲ申上

ゲマシテ、意思ノ明ナル所ノ事實ト致シマ

ス、吾々ハ勞務ノ適正ナル意義ニ對シテ質

疑ガアリマシタノデ、之ニ對スル所ノ明瞭

ナル意義ヲ發見致シマシタ、聯絡委員會ニ

於ケル所ノ構成内容、職業紹介ト戰時對策

ニ對シマシテノ所謂戰傷者、ソレカラ來ル

所ノ失業者ノ關係ニ付テ、色々茲ニ質疑ヲ

試ミ、市町村從來ノ紹介所ノ所謂營造物ノ

關係及ビ職員登用並ニ將來ニ對スル職員養

成ノ關係、而シテ市町村ガ將來本法施行ニ

依ル所ノ一部負擔ノ程度ニ及ビマシテ、質

疑ヲ致シマシタ、國營ヨリ來ル所ノ民營事

業者ニ對スル壓迫ニ付テ、非常ニ吾々ハ大

キナル懸念ヲ以テ、之ニ對スル研究ト質疑

○服部委員長 米窪君

ノデアリマスガ、吾々ハモット高い見地カ

ロ、傷痍軍人ノ保護並ニ再教育ニ關ス

セザルヲ得ナクツテデアリマス、其中ニ於

○米窪委員 私人社會大衆黨ヲ代表シテ、

ラ、即チ國家ノ重要ナル國策ノ一ツノ現ハ

ル政策ノ確立

キマシテモ、特別取締法ニ依ツテノ藝妓、酌

本法案ニ對スル意見ヲ申上ゲタイト思ヒマ

レトシテ、本法案ヲ吾々ハ極メテ重要視ス

ハ、失業保險法ノ制定

婦ニ對スル將來ノ救済ニ對シマシテ、一面

ス、本法案ハ先日私ガ質問中ニモ申上ゲタ

ル所以デアアルノデアリマス、私共ハ此意味

四、本法改正ノ趣旨ニ鑑ミ政府ハ營利並ニ

又搾取階級ニ對シテノ嚴格ナル取締ヲ要求

通リ、國家總動員法ガ必要トサレル現時ノ

ニ於テ、極メテ微温的デアリ、不徹底デハ

有料職業紹介事業ニ對シ本法實施ノ成

シテ置キマシタ、附帶決議ニアリマスル如

日本ノ此社會状態ニ對シテ、極メテ密接ナ

アリマスルガ、本法案ニ對シテハ、其意味

績ニ基キ可及の速ニ之ヲ國營化スベシ

ク、一般家庭使用人及ビ之ニ準ズル使用者

ル關係ト影響ヲ及ボス法案デアリマシテ、

ニ於テ贊同スルト同時ニ、有料及ビ營利ノ

五、政府ハ現在事業會社自體ノ行ヒツ、

ニ對シテモ、附帶決議ノ如クニ是ハ要求ヲ

即チ國家總動員ノ實ヲ舉ゲル爲ニハ、其先

民營事業ニ對スル所ノ、先程カラノ同僚委

アル勞働者募集弊害アルニ鑑ミ、是ガ

致シタノデアリマス、都會ト農村トノ勞務

驅トシテ勞働ト産業トノ統制、勞働ト産業

トノ協力ト云フコトガ必要デアアルノデアリ

監督ヲ嚴重ニスルト共ニ進ンテ團體協

公平分配ニ對スル連絡關係ヲ、吾々ハ要望

マシテ、本法案ノ第一條ニ、勞務ノ適正ナ

トシテハ之ヲ全面的ニ贊成スルコトハ出來

約權ノ法認ニ邁進スベシ

致シマシタ、百八十三萬餘人ノ全國ニ滿チ

ル配置ヲ圖ル、第三條ニ、職業紹介ノ外ニ職

トシテハ之ヲ全面的ニ贊成スルコトハ出來

○服部委員長 椎尾君

滿チテ居ル所ノ日傭勞働者ノ勞務均霑ニ對

業指導及ビ職業輔導ヲ爲スト云フ此二ツノ

茲ニ五ツノ希望條項ヲ附シテ、本案ニ贊成

○椎尾委員 先程片岡委員カラ出マシタ通

スル問題ト、更ニ將來勞働者統制ニ關スル

點ヲ、ハッキリ書イテアル所カラ見マシテ、

委員長ヨリ本會議ニ於テ報告サレル時ニ、

今米窪委員カラ言ハレマシタ附帶ノ希望

問題ニ付テ當局ノ言明ヲ求メ、之ニ對スル

私共平素ノ主張ニ比ベマシテハ、甚ダ微温

御朗讀ヲ願ヒタイト思ヒマス

モ、大體ニ於テ之ヲ同ジウスルモノデアリ

意思ヲハッキリ致シテ置キマシタ、其他種々

的デアリマスケレドモ、兎モ角是ハサウ云ッ

一、政府ハ改正職業紹介法ヲ運用スルニ當

マスガ、唯前委員ノ附帶希望ニ反對セラレ

ナル事項モアリマスルガ、此ヤウナ點ニ於

タ意味合カラ致シマシテ、本法案ハ各種ノ

リ聯絡委員及ビ職業紹介委員制度ヲ活

タ點ダケ取除キマシテ、本法ガ從來ノ紹介

テ質疑ヲ致シ、茲ニ原案ニ贊成スル意思ヲ

勞働條件、勞働問題等ヲ決定スル一ツノ指

用シ雇傭條件ノ適正ヲ期スルト共ニ就職

事業者ヲ其儘持續セシムルト共ニ、本法ノ

決定致シタノデアリマス、而シテ原案ニ贊

標トナルベキモノデアルト、吾々ハ考ヘテ

後ノ勞務者ノ保護ニ付萬全ヲ期スベシ

目的トシマスル第一條、第三條等ノ趣旨ヲ

成シ、片岡君ノ申述ベマシタル附帶決議ニ

居ル、更ニ本法案ハ復員時ニ、當然我國ニ

一、臨時雇又ハ人夫名義ノ雇傭ニ付テハ

徹底スルヤウニ、更ニ職業紹介ノ教育、指

贊成シテ、政友會ノ之ニ對スル所ノ意思ヲ

掩起ツテ來ル政治的、經濟的或ハ社會的ノ

二、臨時雇又ハ人夫名義ノ雇傭ニ付テハ

導、充實ニ關シマシテ、一層善處セラレン

明確ニ致シタコトヲ茲ニ申上ゲテ置キマス

缺陷ニ對スル一ツノ對策ヲ考ヘル點ニ於テ、

三、復員時ニ於ケル職業紹介事業ヲ圓滑

コトヲ希望シテ、贊成ヲ致ス者デアリマス

○服部委員長 小池君

重要性ヲ吾々ハ認メテ居ル、先程他ノ同僚

者ニ對スル色々ナ現實論ガアリマシタガ、

是モ吾々ハ決シテ等閑ニ附スル者デハナイ

○小池委員 片岡委員ガ申サレマシタ附帶

決議ヲ附ケマシテ原案ニ贊成ノ意ヲ、第一

議員俱樂部ヲ代表致シマシテ、表明致シマ

ス

ス

○三浦委員 私人社會大衆黨カラノ御意見ニ全

兼ネル、私ハ社會大衆黨カラノ御意見ニ全

兼ネル、私ハ社會大衆黨カラノ御意見ニ全

面的ニ贊成ヲ致ス者デアリマス、ト申シマスノハ、申ス迄モナク職業紹介ソレ自體ト云フモノハ、是カラ利益ヲ取ツテハナラナイ、本旨ト致シマシテハ、飽ク迄モ職業紹介ト云フモノハ無報酬デナケレバナラヌガ、併ナガラ是ハ今日ノヤウナ職業紹介所ノ生レナカタ封建時代カラノ殘存シタ一ツノ制度デアリマシテ、今俄ニ之ヲ原則通りニ、悉ク非營利的ナ組織デヤラウト云フコトハ、聊カソコニ氣ノ毒ナ事情モアルト云フヤウナ事柄カラ、私共ハソレヲ考慮スル者デアリマスガ、何ト致シマシテモ労働者ノ職業紹介ヲ爲スモノハ、原則ト致シマシテハ無料デアリ、ソコカラ何人モ利益ヲ得テハナラヌ、物質的ナ利益ヲ舉ゲテハナラヌト考ヘマス

此意義ニ於キマシテ、是ハ總テハ全部國營機關トナリ、同時ニ非營利的ノ制度ニナラナケレバナラヌト云フ點カラ反對ヲ致シマス、殊ニ此法案ノ一番ノ缺陷ハ第二條デアリマス、一面ニ於テハ成程個人ノ有料紹介所ニ制限ヲ加ヘマスケレドモ、一面ニ於テ會社ノ直接職工募集ト云フコトヲ制限致シマセヌケレバ、依然トシテ労働者對資本家ノ雇傭條件ト云フモノハ、一方の意思ニ依ツテ決定セラレルノデアリマス、依然トシ

テ労働者ノ勞働力ノ擲取ト云フヤウナコトハ繼續スルノデアリマスカラ、是ハサウ云フ點ヲ考ヘマスト、社會大衆黨カラ提案セラレタ如ク、或ハ失業保險、或ハ其他ノ勞働立法ト相竝ンデ、是ハ將來ハ一切國營ノ職業紹介所ヲ通ズルコトナクシテハ、雇入ガ出來ナイト云フ程度ニ迄進ンデ行カナケレバナラヌト存ジマス、此様ナ理由デ、私ハ社會大衆黨ノ希望條件ニ贊成致シマス

○佐保委員 採決前ニ一寸申上ゲマス、大體委員會ノ從來ノ慣例ヨリ見マスト、強イ希望條件ヲ附ケテモ、政府當局ハ殆下之ヲ願ミラレナイノガ常態デス、故ニ幾多ノ希望條件ヲ附ケルヨリモ、少數デモ委員會ノ一致シタ意見ヲ附ケテ、當局ニ迫ル方ガ權威ガアラウト思フ、然ルニ此僅カナ委員ノ中デ、政民ガ一致シタ意見ヲ出ス、之ニ又社民黨諸君カラ他ノ意見ヲ出ス、サウシテ之ヲ本會議デ發表シロト云フヤウナ御希望デアリマスガ、其御意見ハ結構ダト思ヒマスケレドモ、出來ルナラバ政民ト一緒ニ

ナツテ、此委員會ガ全部一緒ニナツテ、本當ニ練リニ練上ゲタ適當ナ希望條件ヲ附シテ、其希望條件ヲ政府ヲシテ實行セシムルダケノ權威アルモノヲラシメタイト存ジマス、斯様ナ次第デアリマスガ、此前

ノ委員會ノ際ニモ、鈴木委員ヨリ委員長ニ向ツテ、之ヲ報告シロト云フコトデアリマシタガ、是ハ委員長ノ採擇ハ御自由デアリマセウ、併ナガラ委員長ハ曩ニモ之ヲ報告セラレ、今回亦本會議ニ於ケル報告ノ際ニ、此希望條項ヲ報告シロト云フコトデアリマスガ、是ハ出來ルナラバ一ツノ希望條件ニ纏メテ報告スルノガ、權威アラシムル所以カト思ヒマス、故ニ出來ルナラバ此委員會ノ希望條件ヲ一ツニスルカ、或ハ希クバ他ノ方々モ政民ノ意見ニ隨テ戴イテ、此希望條件ヲ權威アラシムルヤウニサレシコトヲ、私ハ御願シタイノデアリマス

○松浦委員 只今佐保君カラ最モ適切ナル議事ノ取扱ニ付テノ御意見ガアリマシタ、私モ二三日缺席シテ居リマシタガ、ソレニ同感デアリマスカラ、一應休憩致シマシテ、一ツ委員全體ノ圓滿ナル附帶決議ヲ纏メルヤウニシタ方ガ、却テ本法ノ機能ヲ發揮スル上ニ於テ適切デハナイカト思フノデアリマス、一寸希望致シテ置キマス

○服部委員長 佐保君ノ議事進行ニ關スル御發言ノ御趣旨ハ、一應御尤ト思ヒマシマスガ、各派ノソレモ意見モアリマシ、又各派ノ立場モアルコトデアリマスカラ、隨テ其希望ナドノ點ニ付キマシテモ、必シモ

一致サセルコトハ至難ダラウ、斯様ニ考ヘマス——本問題ニ對シマスル討論ハ終了致シマシタ、採決ニ入りマス、原案ト附帶決議ヲ分離致シマシテ採決致シタイト思ヒマス、先ヅ此原案ニ贊成ノ方ノ起立ヲ求メマス

〔贊成者起立〕

○服部委員長 満場一致可決致シマシタ、更ニ片岡君ヨリ提出サレマシタ附帶決議ニ對シマシテ贊成ノ方ノ起立ヲ求メマス

〔贊成者起立〕

○服部委員長 多數可決致シマシタ、本案ハ既ニ決定致シマシタ、希望條項ハ唯本會議ニ於テ報告ヲシテ呉レ、朗讀ヲシテ呉レト云フ御希望デアリマスカラ、適當ニ委員長ニ於テ取計ヒタイト思ヒマス——一言皆様ニ御挨拶申上ゲマス、本委員會ニ付託サレマシタ各案ハ、之ヲ以チマシテ全部終了

議決ヲ致シタ次第デアリマス、甚ダ未熟ナ委員長デアリマシテ、委員各位ニ御満足ヲシテ戴クコトガ出來マセヌデシタコトハ洵ニ申譯ノナイ次第デアリマス、茲ニ長イ間ノ皆様ノ御勞苦ニ對シマシテ感謝ヲ致シマス(拍手)是ニテ散會致シマス
午後三時十一分散會

昭和十三年三月十七日印刷

昭和十三年三月十八日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局